

表題部	(主である建物の表示)	調製	平成13年2月7日	不動産番号	2405000216528
所在図番号	余白				
所在	三次市三次町 381番地5			余白	
家屋番号	381番5の1			余白	
①種類	②構造	③床面積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
共同住宅	鉄筋コンクリート造陸屋根5階建	1階	505	95	昭和60年3月11日新築
		2階	481	40	
		3階	481	40	
		4階	481	40	
		5階	481	40	
余白	余白	余白			昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成13年2月7日

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成12年2月16日 第1162号	原因 平成11年10月1日雇用・能力開発機構 構法附則第6条第1項による承継 所有者 横浜市中区桜木町一丁目1番地8 雇用・能力開発機構 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成13年2月7日
2	所有権移転	平成16年12月9日 第10675号	原因 平成16年3月1日独立行政法人雇用・ 能力開発機構法附則第3条第1項により承継 所有者 横浜市中区桜木町一丁目1番地8 独立行政法人雇用・能力開発機構
3	所有権移転	平成22年4月6日 第3427号	原因 平成21年11月24日売買 所有者 三次市
付記1号	3番所有権更正	平成22年6月17日 第5232号	原因 錯誤 原因 平成22年3月31日売買



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年6月10日
広島法務局三次支局

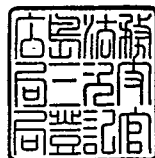
登記官

有本和明

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D13029 (二1/8)



1/1

表 題 部 (主である建物の表示)		調製	平成13年2月7日	不動産番号	2405000216529
所在図番号	余 白				
所 在	三次市三次町 381番地5			余 白	
家屋番号	381番5の2			余 白	
① 種 類	② 構 造	③ 床 面 積 m ²			原因及びその日付〔登記の日付〕
共同住宅	鉄筋コンクリート造陸屋根 5階建	1階	514	38	昭和60年3月11日新築
		2階	481	40	
		3階	481	40	
		4階	481	40	
		5階	481	40	
余 白	余 白	余 白			昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成13年2月7日

表 題 部 (附属建物の表示)				
符 号	①種 類	② 構 造	③ 床 面 積 m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕
1	プロパン ボンベ室	鉄筋コンクリート造 スレート葺平家建	1 5	9 6 余 白
2	集会所	鉄筋コンクリート造 陸屋根平家建	7 6	4 7 余 白
3	ポンプ室	鉄筋コンクリート造 陸屋根平家建	5 6	2 5 余 白
4	機械室	鉄筋コンクリート造 陸屋根平家建	1 3	1 7 余 白

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	平成 1 2 年 2 月 1 6 日 第 1 1 6 2 号	原因 平成 1 1 年 1 0 月 1 日雇用・能力開発機構法附則第 6 条第 1 項による承継 所有者 横浜市中区桜木町一丁目 1 番地 8 雇 用 ・ 能 力 開 発 機 構 順位 2 番の登記を移記
	余 白	余 白	昭和 6 3 年法務省令第 3 7 号附則第 2 条第 2 項の規定により移記 平成 1 3 年 2 月 7 日
2	所有権移転	平成 1 6 年 1 2 月 9 日 第 1 0 6 7 6 号	原因 平成 1 6 年 3 月 1 日独立行政法人雇用・能力開発機構法附則第 3 条第 1 項により承継 所有者 横浜市中区桜木町一丁目 1 番地 8 独立行政法人雇用・能力開発機構
3	所有権移転	平成 2 2 年 4 月 6 日 第 3 4 2 7 号	原因 平成 2 1 年 1 1 月 2 4 日売買 所有者 三 次 市
付記 1 号	3 番所有権更正	平成 2 2 年 6 月 1 7 日	原因 錯誤

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D 1 3 0 2 9 (2 / 8) 1 / 2

順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
		第 5 2 3 2 号	原因 平成 2 2 年 3 月 3 1 日 売買



COPY

COPY

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和 6 年 6 月 1 0 日
広島法務局三次支局

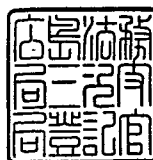
登記官

有 本 和 明

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D 1 3 0 2 9 (2 / 8)



2 / 2